



福岡市育成会だより

第155号

発行所 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

TEL.092-713-1480

この会報は、
共同募金の配分を
受けて作成した
ものです。



ありがとうございました

将来の安心のため今できること

理事長 向井公太

私は常々、保護者が求めるものを形にすることが法人の役割であると考えています。また、折に触れ職員にもそのように話しております。法人の基本理念においても「障がいのある人とその家族のライフステージのあらゆる場面で障がいのある人を中心に支援を行います。」と謳っています。

そこで、「将来の安心のため今できること」という今回のテーマについては、まず、法人の職員としてというより一人の保護者としての想いや気持ちを書く方が適当だと考えました。

親としてまず考えなければならぬことは、わが子に現在あるいは今後生きていくうえで必要なものの考え方を、本人の能力なども考え可能な限り教えることであると考えます。

次に、わが子が親亡き後においてもつがなく生きていくことが出来るような、物心にわたる環境の整備だと思えます。

それらの延長線上に、それらを実現するために法人が果たさなければならぬ役割が見えてくるものだと思います。

この様に考える背景には、親の高齢化に伴い日常生活の場面で親や本人に求められる種々の対応、本人の高齢化に伴う生活の場を巡っての調整、本人自身の高齢化やそれに伴う二次障害への対応、

日中活動や住まいの形態の変化への対応、周囲の理解と支援の改善などの課題があるからです。

さて、自分がどれだけのことが、果たして出来ているのか、やってきたのかと問われれば、実に寒い思いがします。しかし、時間は刻々と過ぎ、私にとって残された時間もあとわずかとなりました。

漠然とした書き方になりますが、これらの課題に対して子が将来も社会と繋がっていくための道筋だけでも付けたいと思っております。繋がる先としては、親戚やご近所の方、就労先、福祉関係、病院等、その他本人が興味と関心を持っている場所などとなるうかと思えます。

次に、親亡き後の事を考えるとき、住む所、働くところ(通う所)、余暇を過ごすところ、所得の保障、本人の成長を支える場が必須になります。そのような場を今、あるいは今から準備していく必要があると思えます。あるいは、場だけでなく

ても利用が必要となる可能性があると思われる制度、例えば成年後見制度などを考えておく必要があると思えます。

そして、親自身の生活が親亡き後の子の生活に支障をきたさないような対応を今から考えておく必要があると思えます。そうは言っても今考えている親自身がこの世からいなくなることを前提

とした事ですから、あまり考えたくない事です。なんとなく、時には自分自身に理屈をつけて先送りしています。

そこで、取り組み始める一つの方法として、同じ環境にいる他人様の振る舞いや行動を見る事が考えられます。そのためには、育成会で行われているいろいろな会合やイベントに参加するのもよい方法だと思えます。

また、全国手をつなぐ育成会連合会が発行している、元気の出る情報・交流誌「手をつなぐ」を購読するのも最も手短で早い方法だと思えます。同誌は、福祉に関する記事が分かりやすく、しかも最新の情報が満載です。同じ障がいのある子の保護者の記事も豊富です。私は15年前ぐらいからの同誌を保管しています。が、時折、仕事の為にも個人的な関心からも過去の記事を見ますが、変わっていく福祉の変遷と変わらぬ親心が確認できます。

この原稿を書きながら、「将来の安心のため今できること」というタイトルに十分値する内容にはなっていないと思いつつ、それぞれの専門分野について専門家の皆様にお聞きして、あるいは習って、自分で出来る範囲の準備を少しずつしていく事に尽きるかなと思つた次第です。

今号のテーマである「将来の安心のため」に今できること。ご本人や親が高齢になるにつれ、将来への悩みや心配ごとが増えてまいります。
 親亡き後の「本人やきょうだいへの遺産相続は…」「資産管理は…」「年金の使い方は…」といったことについて各方面の専門の方に伺いました。

①お金のトラブルをどう防ぐ
 「相続と遺言」

岩城法律事務所
 弁護士 岩城 和代 氏

1、貯金や土地・建物等のプラス財産の相続は、遺言がなければまず共同相続人間での話し合いで帰属や分配を自由に決めることができます。話し合いがうまくいかなくて合意が成立しなければ、家裁での調停などの法的手続をしなくてははいけません。その際には分け前は法定相続分が基本となります。

法定相続分は死亡した人に子どもがいれば、子ども(1/2)と死亡した人の配偶者(1/2)、子どもがいなくて親がひとりでも生存しておられれば親(1/3)と死亡した人の配偶者(2/3)、親もおられないとき死亡した人の兄弟姉妹(既に死亡しておられれば、その子、つまり甥や姪)(1/4)と配偶者(3/4)です。
 また、お祀りごとの指定や希望(祭祀

承継者の指定も書くことができます。案外、大事なことでないでしょうか。2、障がいのある子のご両親は、その子の将来のためにいろいろと心を尽くされると思います。法定相続分を基本とした遺産の分配を変えたいとか、その他遺言でこの子のためになりたいことを書きたいと思われる方のために遺言というしくみがあります。

遺言の作成方法は原則2つ、自分で全文を書いて作成する方法(自筆証書遺言)と、公正役場に行つて公正証書という形で遺言を作成する方法(公正証書遺言)です。

前者は形式や遺言内容が不明確故無効になるケースがたくさんありますので、書かれるときは専門家の目でチェックしてもらってください。

3、遺言内容について、ご両親はいろいろ悩まれると思います。一つだけ申し上げたいのは、障がいのある相続人の法定相続分は最低限確保していただきたいことです。

障がいのある相続人が親なき後一人ぼっちにならないように、他の兄弟姉妹に面接などの希望を書かれた遺言者がおられました。このような、遺言をもらう人に一定の仕事を課す遺言のことを負担付遺贈などと呼んでいます。「負担」としては、例えば、障がい者入所支援施設に入所している〇〇を二か月に一回面接に行くこと

か、お盆やお正月の家族帰省を受け入れるとか、一年に一度の旅行の同行を希望するとか、親が障がいのある子にどのようなことをしてもらいたいのか、その願いを遺産をもらう他の人に委託ないし希望することがあります。これまであまり使われておりませんが、次善の一つの方策だと思います。

子どもの普通の生活のために、相続で承継した財産を子どもの生活の質の向上のために存分に使っていたり、だくような、きめ細かい遺言を作成して欲しいものです。障がいのある人のご両親は、子どもの生活の豊かさを創造するその道のプロでありますから、頑張つてほしいと思います。

②どうお金を管理するか
 「財産管理・資産運用の必要性」

フィナンシャル・プランナー
 尾造 啓一 氏

障がいを持つ子において、十分な介護を受け、不自由なく平穏無事な人生を送れるようサポートを受けられるか。いわゆる「親亡き後問題」は私達親にとって大きな課題です。

今回は子供達はもちろんですが、ご自身も含め親子の将来の生活を見据えた資産管理・運用について書いてみようと思います。

「資産管理・資産運用」と聞くと何

か難しいと感じる方もいらっしゃると思いますが、少々知識があれば誰でも行えることです。まず家計の収支を考えることが大事です。

「家計の収支」とは月々の収入から支出を差し引きしてプラスかマイナスかを出してみることで、収支がプラスの方は残った部分を貯蓄に回しましょう。マイナスの方はなぜマイナスなのか原因を考え、節約が可能なのか、補える資金(貯蓄・ボーナス等)があるのかを考えてみましょう。また将来のイベント(子の進学・結婚・退職等)に必要なお金・入ってくるお金を漠然とでいいので考えることも必要です。これによって将来の親子の資産の道筋が見えてくると思います。これを踏まえて資産運用を考えてみましょう。現在の定期預金の金利は何%かご存知ですか?金融機関によって少々異なりますが、だいたい1年で0.01%位が一般的です。

100万円預けても税引き後80円にしかなりません。増やすという意味では厳しいですね。また資産が目減りしてしまうことになり、運用に際しては、①いつも利用する生活費 ②使う目的のある資金・2〜3年で使うかもしれない資金 ③当面使わない資金に色分けしてみましょう。①については普通預金、②については定期預金・期間の短い国債、③に

ついでには資産運用を考えてみましょう。

運用はリスクがある、失敗するのではと考える方も多いと思います。

たしかにリスクはあります。しかし「リスク＝損」と決め付けるのではなく、リスクの特性を知り、上手に付き合うことが大切です。

ポイントとしては①資産分散 ②時間分散 ③長期投資がキーワードです。

①資産分散とは株式・債券・外国等色々な対象に投資を行うことです。

分散して投資を行うことで、ひとつの投資が厳しい時も他の投資が順調であればリスクの軽減を図ることができます。

②時間分散とは時期を何度かに分けて投資を行うことです。

積立投資信託が代表的な方法です。積立投資信託とは毎月一定額を投資信託へ積立することです。

いわゆる積立の投資版です。時間を分けることで価格が高いときは少し、価格の安い時は多く購入することができ時間分散かつ効率的な運用が可能となります。

③長期投資とはいわゆる長い期間に亘って運用を行うことです。

株式等市場は短期的に見れば一時的な要因によって大きく変動することがありますが、長期間で運用することに

より、こうした変動によるリスクを小さくするメリットがあります。

運用には色々な商品がありますが、

今回は紙面の都合上、投資信託について説明したいと思います。

投資信託とは多くの方から資金を集め、運用の専門家に任せて国内外の株式・債券に投資を行う商品です。

昔は証券会社のみが取扱でしたが、今は銀行や郵便局でも取り扱っている身近な商品になりました。

色々な商品ラインナップがあり、選ぶのが難しいですが、銀行等の窓口で相談すれば、親身になって相談者の考えに沿った商品を提案してもらえます。

前に少し触れた毎月一定額を積み立てる「積立投資信託」もあり、少額からできますので計画的な資産の積み上げを図ることができます。

また国が投資促進策としてNISA（ニーサ）という非課税枠が導入されました。

年間120万円の投資による収益に税金が免除される制度です。例えば120万円の投資で10万円の収益が出た場合、普通は収益の約20%の約2万円課税されますが、NISAの場合は非課税となります。

これは大きいですよ。まずはこの制度を利用して、投資信託を始めてみるのも良いかもしれません。

つみたてNISAという制度（毎年40万円の非課税枠が20年間）も平成30年よりスタートします。

このように家計の診断・お金を色分けすること・運用の必要性をしつ

かり考え、少しでも将来の生活を豊かにし、「親亡き後」の資金面の安心に繋げて頂ければと思います。



③ 成年後見制度について

「親亡き後の成年後見制度」

NPO高齢者・障害者安心サポートネット

会員 高原 勝利 氏

親亡き後とはなにか。親は深い愛情をもつて、障がいを持つ子供さん（以下本人という）の面倒を見ているが、その親が死亡したり判断能力を失ったりして、本人の面倒を見られなくなると、その本人は自力で生活することが危ぶまれることとなります。

それでは、どんな支援策を立てたら、親亡き後でも心配のない生活が送れるのか、これが親亡き後の問題です。

私は地域で障がいを持つ本人が、安心して生活するためには、成年後見制度の利用が絶対の支援策だと考えています。

障がいにより物事を判断する能力が不十分だと、①スーパーで物を買ったり、②自分が住むアパートを借りたり、③美容院や床屋で髪を切ってもらったり、④病院に行

って先生と自分の病気のことを話したり、入院を決めたりする。そんな生活のために必要なことが出来ない。また生活している地域で人にいじめられたり、人に騙されたりする人もいます。

それでは障がいを持つ本人は、普通の人と同じ生活を送ることが出来ません。そこで本人の判断する能力を補って、普通の人と同じように自立した生活を送れるように、面倒を見て手助けするのが成年後見制度です。

この制度には、法定後見と任意後見の2種類があります。

法定後見とは、本人がすでに判断能力を失くしているとき、家庭裁判所にお願ひして、本人を支援する人を選んでもらいます。

その人が本人の意向に添って、生活に必要な買い物を代行したり、アパートの契約を手伝ったりする。また人から騙されて高い品物を買わされたりしたら、それを取り消したりして本人を支援する制度です。

判断能力の違いにより「後見人」「保佐人」「補助人」の三つに分類されます。後見費用は本人の財産から支出されますが、この「後見費用」とは後見人等が職務を行うために必要な費用のことで、例えば本人が生活するために必要な財産の保守管理とか医療費や施設利用料の支払いとか、物品の購入費の支払い等の費用がこれに該当します。後見報酬は申請によ



り家庭裁判所が後見の事務内容や本人の財産内容等を考えて決定します。但しその決定は本人の生活が成り立つ範囲内で行います

一方の任意後見は、本人が判断能力を持つているときは、本人と任意後見受任者が任意後見契約を結び、判断能力を失くした後の本人を契約の受任者が支援する制度です。

後見人等の職務は、①本人の財産の管理事務、②本人の生活及び療養看護を行う身上保護事務の2種類に大別されます。専門職の中には、財産管理しかしない人がおられますが、私は、「身上保護が職務の中核で、財産管理は、最善の身上保護を行うために財産を有効に使うことを目的に行うべきである。」と考えています。

それでは「親亡き後」の制度利用の仕組みづくりは、いつ着手すればよいのか？親が高齢化したり病気がちになって、自分の財産で本人の面倒を見る自信がなくなれば、成年後見制度の利用準備を始める必要があります。

最後になります。親や障がいを持つ本人に財産がない場合は、成年後見制度の利用はできないとあきらめないでください。

具体例として、「母親A子と二人の子供B男と判断能力のない障がい者C子のケース」で説明します。2年前に父親が急死し、収入の道が途絶え、また悪いことにA子も重い病気を患い、仕事もできず苦しい生活です。B男は無職で全く頼りになりません。

親亡き後のC子の支援に大きな不安を持ったA子は、成年後見制度の利用を第三者のNPO法人に相談しました。A子にはC子に生前贈与できる財産もなく、家庭裁判所への後見開始申し立て費用とか後見費用や後見人等への後見報酬の支払いを支援するに申立て費用、後見費用や後見報酬の支払いを支援するゆとりはありません。そこで、NPO法人と相談、娘を所帯分離して生活保護の受給に成功。その後、行政に働きかけ成年後見制度利用支援事業を利用して、行政の申立てにより後見人の支援を受けることが可能になりました。A子は心から安心した様子でした。という事例もあります。

まずは成年後見制度に詳しい法人等に相談に行くことが大切です。私は、160人余の会員を擁するNPO法人「高齢者・障害者安心サポート

ネット」に所属しています。当法人の昨年福岡県での後見人等就任総数は96名です。その中で、障がい者の後見人等就任数は34名です。ご相談は勿論無料ですので、いつでもご連絡ください。

福岡本部 TEL(737)2345
毎週月～金曜日午前10時～午後4時

寄付のお礼

(平成29年7月～平成29年11月)

福岡ひまわりの里

株式会社西日本洗管サービス
小林 修 様

ひまわり園

ひまわり園保護者会 様

ひまわりパーク上牟田

ひまわりパーク上牟田 様
保護者会 様

早良ひまわりハウス

奥村 有希子 様
久保田 慎一郎 様

ありがとうございます。
大切にに使わせていただきます。

下記の「ぜんちのあんしん保険」につきましては、保険内容等の変更もありませんので募集代理店に直接お問い合わせください。

この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

Z012-1010N00

知的障がい 発達障がい ダウン症

充実した保障で大切な
お子様をお守りします。

ぜんちの
あんしん保険

年払い
保険料

15,000円

(Aプランの場合)

- 付添看護や差額ベッド使用の有無にかかわらず、一泊二日以上入院を初日から一日あたり10,000円保障。
- 個人賠償責任補償は最高1,000万円。支払回数による金額の制限はありません。(一保険期間のお支払合計額は1,000万円までとなります。)
- 保険料は年齢、性別によらず一定です。

詳しい資料のご請求は
右記までお願いします。

○募集代理店
株式会社 グッド・サポート
〒812-0037 福岡県福岡市博多区御供所町2-6
博多ハルビル3階
TEL 092-263-6771

○引受保険会社
とも助け、ともに生きる
ぜんち共済株式会社
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階

保護者会だより

福岡市手をつなぐ育成会保護者会

親なき後のために

親あるうちに準備しておきたいこと

「今は、楽しく過ごしている。将来は心配」

今と将来の区切りは？

会長 下山 いわ子

今と将来の区切りは

親なき後の心配は、制度が充実してきた今もなお、解決できていません。

当会会員の親なき後の心配は様々です。

「ひとり親で70歳も超えたので、親なき後は明日かもしれない」「病気をしたので、切羽詰まっている」「きょうだいがみてくれると言っているので心配ない」「今は、事業所に楽しく通っているので心配していない。でも将来は心配でたまらない」等。割合で多いのは「今は大丈夫。でも、将来は心配(80、90代の保護者も)」という声です。

一方、保護者の高齢化が進み、

突然保護者が倒れたり、認知症になっていたりしている現状があります。

「今」と「将来」の区切りをつけるのは難しいようです。

将来に向けての準備は

そこで親なき後のための準備として「後見制度」「ショートステイ」「居宅サービス」を利用している。「お金を貯めている」方もいます。

「後見制度の利用は面倒そうで、費用もかかる。財産をたまたし取られる事件がある」「本人がグループホームを嫌がる。一度失敗したら二度と行かなくなる」「他人が家に入るの嫌。相性が合わないことがあると

福岡市手をつなぐ
育成会保護者会
TEL 713-1480
FAX 715-3561
e-mail
hogsha@fiku.jp

聞いた「ぎりぎりまで一緒にいる。その後にはなるようになるしかない」等という方も多ですが、「将来は

制度の利用が必要になる」ことは一致していました。

制度を利用して保護者からは▽後見人の提出書類は、裁判所から指示されたことをありのままに記入すれば良いので、やってみればそんなに面倒ではない。

▽保護者が後見人になったのは、第三者に引き継ぐ時のため。

▽ヘルパーさんと一緒に食事の支度や衣替えをして楽しそう。保護者が病気の時も助かった。

▽親にはグループホームは嫌と言っていたが、支援者にはグループホームに入りたくないと相談していた。

▽保護者は涙ながらにグループホームに送り出したが、本人は「楽しいから帰省しない」と言っている。

▽きょうだいがみてくれると安心していただけ、いざ保護者が入院したら、きょうだいの生活が心配。きょうだいにいはいかなかった。きょう

だいも、本人と年齢が近く、年をとり世話ができなくなった。ショートステイは無理と思っていたが、契約して何度か利用して良かった。

将来必要ならば、 具体的に何をしたら？

将来制度の利用が必要で、今と将来の区切りを見つけることが難しいのであれば、準備(練習)として制度を利用することも必要ではないでしょうか。

練習することへの不安には、支援者と率直な相談をしたり、特定相談事業所と計画的に進めたり、本人の情報を貯めることも必要です。

制度について知ることも必要です。後見制度の研修は、「何度聞いても、理解できない。自分が何から始めたらいかがかわからない」と感想があります。

どんな研修だと自分事に捉えられるか・・・検討しています。

それから、グループホームは、事業所独自の取り組みもあり、情報を集めることも必要です。「早良ひまわりハウス」では、「宿泊の親子体験」ができ、不安であればまずは親子で体験できます。夜間や日中、通

院の支援、料金等も事業所で違います。制度への不安、例えば

▽グループホームで夜や日中に職員が配置し辛いのは安全・安心にならない。何かあれば保護者が駆けつけるのであれば、親なき後はどうなるの？

▽最重度の子どもは、安心して預けられる、受け入れてくれるグループホームがほとんどない。

▽療育手帳Bは、医療費がとても心配。▽後見制度は身上監護の面が心配。

▽やりがいのある仕事であるように職員の処遇を向上してほしい。

等々、本人が安全・安心で幸せに暮らせるように訴え続けていく必要があります。

親なきあとのために、親が元気なうちに何を準備していますか。準備しますか。

「今は、大丈夫。将来は心配」から少し進めて、みんなで考えませんか。ひとりでは大変なこともみんなで考えると良い知恵が生まれるに違いないと思います。

親なき後：親が亡くなった時の親亡き後だけでなく、病気になったり何らかの事情で本人の世話が出来なくなった時のことも含む。

知的障がいをもつ人の家族として生きることは、不幸なことではありません。むしろ、生命の尊さ・人として生きることなど深く考える良い機会が与えられる良い人生を生きることが出来ると言っても言い過ぎではありません。

しかしながら、人の支援無くしては暮らしにくい人たちであるため、親が居なくなった時の目の前の我が子を想像することは、この身が引き裂かれるように辛く苦しいことです。

現実には、老いていく親であり、親ではないきょうだいであっても、どんなにその人のそばに居て守ってやりたいと望んでも、有限の存在である私たちは、自然の摂理には逆らえません。

安心して託せるところがあれば、知的障がいをもつ人の家族になれたことを幸せに感じて、今を生きることが出来ます。

本人の安心して生活できるところがある事が、親の安心であり何も思い残すことなく逝けるのです。(現在は、知的障がいのある人 と表現しています)

福岡市手をつなぐ育成会保護者会「終の棲家についての検討委員会」による

『保護者の望む終の棲家について』まとめ (平成25年9月17日)から抜粋

(終の棲家の概念:親亡き後も本人が、生涯ひとりの人として尊厳もって安心して生活できるところ)

写真展を開催しました!

「しあわせがここに」
愛おしいひとたち



福岡市障がい者週間記念の集い(12月3日)において、写真展を開催しました。

全国各地から約100人もの方のご協力をいただきました。感謝申し上げます。

昨年の津久井やまゆり園の事件を受けて、「だれもが尊い存在である」ことを伝えるために企画して、今年で2回目です。

来場者の方から「こんなに沢山の素敵な写真を初めて見ました」「障がいのある人とどう接して良いのかわからなくて視線を合わせないようにしていたけど、生き生き過ごしているんですね」「継続して」等感想がありました。



これから
色々な場所で
展示します

しあわせがここに
～愛おしいひとたち～